

鳥取県技能士連合会会長表彰規程

(表彰目的)

第1条 鳥取県技能士会連合会（以下、「連合会」という。）会長は、技能士及び技能士に係る事業の推進について、業績が顕著であり、他の模範と認められる事業所、団体又は個人の功労者を表彰し、その功績を称えるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の者について行う。

- 1 連合会の会員及びその構成員であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 優良事業所
 - (2) 役職員及び従業員
- 2 連合会会長が特に必要と認める者

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 連合会及び各技能士会の発展に尽くした功労者
- (2) 後継者の育成に10年以上寄与し、その功績が大であると認められる者
- (3) 技能士合格後15年以上現役で活躍し、技能者の模範となる者
- (4) 各技能士会の職員として15年以上勤続している者
- (5) 技能五輪全国大会、技能グランプリ、技能振興フェアその他技能振興に資する活動に対する貢献が多大であり、他の規範となる事業所・団体
- (6) 技能労働者の処遇・地位向上に関する貢献が多大であり、他の規範となる事業所
- (7) 構成事業所に対する、労働者の処遇・地位向上に関する貢献が多大であり、他の規範となる団体
- (8) その他特に表彰することが適当であると認められる者

(推薦及び決定)

第4条 各技能士会会長は、前条に定める基準に該当し、人格、識見ともに優れ表彰することが適当であると認められる者を連合会会長に推薦するものとする。

2 連合会会長は、前項の推薦に基づき、理事会の承認を得て表彰する者を決定する。

3 連合会会長は、第1項の推薦がない場合にあっても、必要と認める場合には、理事会の承認を得て表彰する者を決定することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、年一回の通常総会において表彰状を授与して行う。ただし、臨時に表彰を行う必要がある場合は、この限りでない。

(表彰状の様式)

第6条 表彰状の様式は別記様式のとおりとする。

(努力義務)

第7条 鳥取県知事から次の者について推薦依頼があった場合、各技能士会は、被推薦者を連合会会長表彰を受けた者の中から推薦するよう努めるものとする。

- (1) 卓越した技能者（現代の名工）推薦候補者
- (2) 優れた技能者（鳥取県知事表彰）の披表彰候補者
- (3) 鳥取県高度熟練技能者（とっとりマイスター）の披認定候補者
- (4) 技能振興に係る優良事業所又は団体に対する厚生労働大臣表彰の推薦候補者

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月13日から施行する。
- 2 技能士会活動功労者表彰要領（平成24年4月1日適用）は、廃止する。

別記様式

令和 年 月 日	あなたは技能士会活動の重 要性を深く認識し技能士会 の発展に尽くされた功績は 誠に大であります よってその功績を称え表彰 します	表彰状 殿
鳥取県技能士会連合会 会長		